

月刊Eニュースレター

Vol 1 第1号
2020年6月

ボトムライン

目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- M&A 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices

| | | |
|-------------|--------|----------|
| BSE SENSEX | 32,424 | -3.84% ▼ |
| NSE NIFTY50 | 9,580 | -2.84% ▼ |
| NASDAQ 総合指数 | 9,489 | 6.75% ▲ |
| NIKKEI 225 | 21,877 | 8.34% ▲ |

Currency 通貨

| | | |
|---------|-------|----------|
| 米\$/ルピー | 75.61 | -0.70% ▼ |
| €/ルピー | 83.91 | -2.00% ▼ |
| £/ルピー | 93.34 | 1.28% ▲ |
| ¥/ルピー | 0.70 | -0.07% ▼ |

注記: 2020年5月29日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。

参照: Yahoo Finance,
Investing.com

直接税

通知・通達

評価年(AY)2020-21のための新しい所得稅申告(ITR)フォームの特徴

各カテゴリーの納税者に応じた新しい所得稅申告(ITR)の様式が発表されました。主な特徴は次の通りです。

- 海外旅行代が20万ルピー又は電氣料金が10万ルピーを超えた場合にはその開示をすること。
- 共同所有の財産の持ち主は他の条件が満たされた場合 ITR-1 又は ITR-4 で申告可能に。
- 2020年6月30日まで延長して會計年度2019-20に含めることが許可された投資については別途申告すること。
- 1千万ルピー以上を超えて銀行口座に現金を預け入れた場合には Form ITR Sugam で申告すること。

通知番号 31/2020-CBDT 2020年5月29日

フォーム26ASでは納税者に追加の情報が提供されます

今までは TDS、TCS、納稅額、税金還付の詳細が表示されていたフォーム26ASが変更されます。今後は新たに当該會計年度における特定の金融取引、需要、未了/完了済みの取引の情報が提供されます。

通知番号 30/2020-CBDT 2020年5月28日

B2B 取引では269SU条が適用されません

B2B取引の場合269SU条所定の特定の關稅の支払いの方法の要求に関する規定が適用されません。この規定適用のための条件は年間を通しての取

引の合計の対価の受領が95%以上現金以外であることです。

通知番号 12/2020-CBDT2020年5月20日

新型コロナウイルス感染症に関する各種救済策

- 2020年5月14日から2021年3月31日まで特定の支払いと受取りについてはTDS/TCSレートが25%削減されます。ただし給料、非居住納税者への支払い、PANを有さないために源泉徴収稅額が高くなっている場合等には適用されません。
- 所得稅申告期限は7月31日と10月31日から今年の11月30日まで延長されました。
- 稅務監査完了期限日は9月30日より10月31日まで延長されました。
- 稅務監査制限期間が2020年9月末であったものは12月31日まで延長され、来年3月末であったものは2021年9月30日まで延長されました。
- 稅務紛争恩赦制度(VSVS)は追加の罰金等なしで支払い可能とされる期間が今年12月末まで更に延長されました。

2020年5月13日財務大臣の発表

會計年度2019-20についてCBDTは居住性要件の緩和を発表

居住性を判定する際に今年の3月22日から31日の間滞在を余儀なくされた者はその期間を除外することが認められます。

通知番号 11/2020-CBDT 2020年5月8日

AY2020-21のための新しい所得稅申告フォームでは特定の情報の開示が追加されます

COVID-19に関連した規制緩和及び期限の延期

居住性要件が緩和された

司法判断

特定のTDS規定については、二重課稅回避協定(DTAA)は優先されません

インドで発生して非居住者のスポーツ団体に対して支払われる所得に対しては194E条によりTDSが要求されます。最高裁によると、この要求はDTAAによる影響を受けません。

PILCOM v. Commissioner of Income Tax (Supreme Court)

稅務調査の再開のための権限に完全な自由は認められません

147条又は148条に基づく稅務調査の再開の決定は自由ではありません。単に調査対象者が十分に本当の事実を開示しなかったとすることを調査官が言明しただけでは不十分です。調査官はどのような事実や資料が開示されなかったことで所得申告漏れにつながるのかを申告する必要があります。

Anand Developers v. Assistant Commissioner of Income Tax (Bombay High Court)

間接税

通知・通達

GST 電子現金台帳の勘定の間の残高の移転が可能に

納税者はForm GST-09を利用して電子現金台帳に記録されている過払い税金を他の未払いの税金の勘定に移転させることが可能になりました。例えば IGST から SGST への移転などです。

通知番号 37/2020-CBDT 2020年4月28日

新型コロナウイルス感染症に関する各種救済策

- 2020年3月20日から4月15日の間で失効する電子領収書は2020年5月31日まで有効となります。

通知番号 40/2020-CBDT 2020年5月5日

- 2018-19会計年度のGSTR-9申告期限は今年9月30日まで延長されます。

通知番号 41/2020-CBDT 2020年5月5日

- 法人納税者はGSTR-3Bの申告を電子確認コードですることが可能です。期間は4月21日から6月末までです。税額の申告額ゼロの場合はOTPを利用して携帯電話からSMSで申告可能です。有効期間はまだ発表されていません。

通知番号 38/2020-CBDT 2020年5月5日

- 特定の輸出状況証明書の有効期間が輸出・輸入者への救済のために3月末から9月末まで延長されました。

通知番号 23/2020-CBDT 2020年5月14日

COVID-19禍で納税者が直面する困難に対して様々な救済が提供されました

デリー高等裁判所によってGSTR-3Bの誤りは将来の期間からの修正だけでなく同じ月の税金申告でも修正が許可されます

AARは専務取締役への報酬が従業員の給与と同様にGSTの対象外であると判断しました

- 2020年3月20日から6月29日の間に期限の到来するべきコンプライアンスは6月30日まで一律で期限が延長されます。

これには購入伝票から90日以内に輸出することが要求される商業輸出業者も含まれます

通知番号138/08/2020-GST 2020年5月6日

- SVLDRSのもとで支払いが求められる税金は今年6月30日まで預入れ可能になります

通知番号01/2020 「中央消費税部門」(非関税) 2020年5月14日

- IBCのもとと破産手続きを行なっている納税者に要求されるIRP/RPによる別途のGST登録はその者の任命から30日以内または6月30日までのうちのいずれか遅い方を期限とすることができます。また、任命に先立って全ての税金の申告がなされた場合には別途の登録は不要です。

通知番号 39/2020-CBDT 2020年5月5日

- 一時的なクレジット移転の制限:** CGST法の遡及的修正によって、2017年7月1日よりクレジット移転の制限が規定されます。

通知番号 43/2020-CBDT 2020年5月16日

司法判断

代表取締役の報酬に対してGST

このような報酬は従業員の報酬とみなされCGST法のスケジュールIIIの対象から除外されていました。これは、M/s Clay Craft India Pvt Ltd の事件にてリバースチャージの方法で課税されると判断されたラジャスタン州AARの判決とは正反対です。

M/s Anil Kumar Agrawal (AAR Karnataka)

GSTR-3Bの修正

GSTR-3Bにおけるエラーの修正はエラーが発見された将来の期間だけでなく、GSTR-3Bのエラーが発生した期間での申告でも許可されることとなります。

Bharti Airtel Limited v The Union of India & Others (Delhi High Court)

仕入税額控除の適格性

仕入税額控除(ITC)はナットとボルトで地面に固定された取り外し可能なガラスパーティションには適用できません。土木構造物を取り壊さずに解体できるため、不動産の構成要素ではありません。

M/s Wework India Management Private Limited (AAAR Karnataka)

会社法と関連法

2013年会社の元の規制緩和

- 2020年開催予定の定時株主総会はテレビ会議または、特定の条件に従った他の視聴覚方法で実施可能に。

一般的な通知 20/2020- 企業省
2020年5月5日

- 新株予約権の割当てに際して速達や書留郵便にて株主に通知をすることができなかったとしても2020年7月31日までは違法行為と扱われません。

一般的な通知21/2020- 企業省
2020年5月11日

- 緊急事態における首相の市民援助と緩和政策 (PM CARE) 基金への支援はCSR活動として許可されます。

通知番号G.S.R. 313(E) – 企業省
2020年5月26日

- 中小企業、個人企業、スタートアップ企業を含む新設会社の場合軽微な技術的および手続き上の原因による違反については罰則の対象とされません

Atma Nirbhar Bharat Part 5-PIB
dated May 17, 2020

MSME部門の法改正

- 製造業とサービス業の両方を統合したMSMEの定義が2020年7月1日から発効。売上高が決定要素に含まれます。投資額と売上高の上限はそれぞれ5億ルピー及び25億ルピーとされます。

通知番号S.O. 1702(E)- MSME
2020年6月1日

- MSMEは、ビジネスを再開しサプライチェーンを強化するため無担保自動ローンを利用できます。元本返済は12ヶ月猶予されます。このスキームは2020年10月31日まで有効です。

Aatma Nirbhar Bharat Part -1
dated May 13, 2020

- 国内企業を促進するために20億ルピー以下の公共事業入札は今後、国内業者に対してのみ行われます。

Aatma Nirbhar Bharat Part 1- PIB
dated May 13, 2020

RBI(中央銀行)の緩和策

- 2020年7月31日までの出荷前と出荷後の輸出伝票の納期が12か月から15か月に延長されました。

通知番号RBI/2019-20/246 2020年
5月23日

- 2021年3月31日まで出荷前と出荷後のルピー輸出信用の利息統一スキームを延長。

通知番号RBI/2019-20/231 2020
年5月13日

- 定期ローン分割払いの猶予期間が2020年8月31日まで延長されました。

通知番号RBI/2019-20/244 2020年
5月23日

- 2020年7月31日までに行われた輸入についての特定の輸入対価支払いの決済の期限が6か月から12か月に延長されました。

通知番号RBI/2019-20/242 2020年
5月22日

IBCの対策

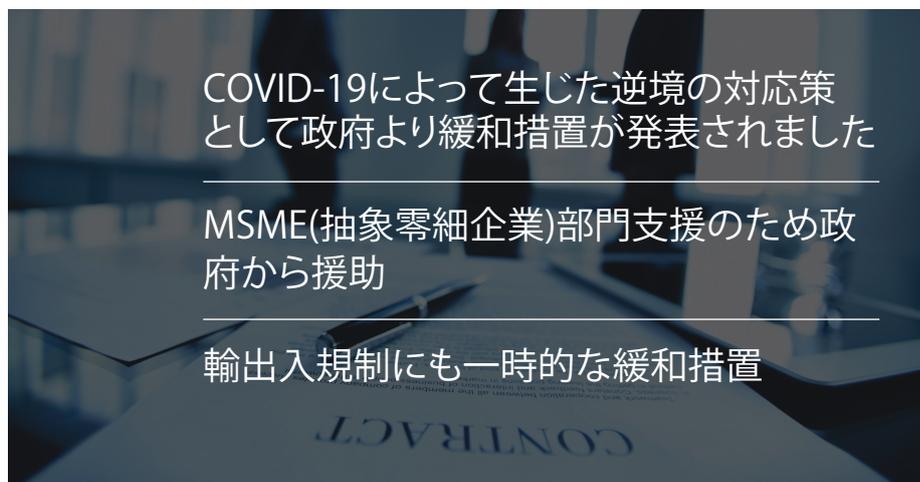
- 新型コロナウイルス感染症による倒産の加速を防止するため1年間新しい倒産案件の受付はなされません。
- 現在の新型コロナウイルス感染症を考慮して「デフォルト」の定義からCOVID-19により生じた債務が除外されます。

Aatma Nirbhar Bharat Part 5-PIB
dated May 17, 2020

COVID-19によって生じた逆境の対応策として政府より緩和措置が発表されました

MSME(抽象零細企業)部門支援のため政府から援助

輸出入規制にも一時的な緩和措置



CFOの展望

監査におけるフィジカル検証及び企業継続の前提に関する重要な考慮事項

COVID-19に関連するロックダウンに伴って、実地棚卸しを会社が行い、監査人が立ち会うのに重大な困難が生じています。

2020年3月31日以降の物理的検証と在庫の変動の調整は工夫をする必要があります。企業継続の前提の評価のためには、マネジメント層は会社運営上必要な流動性の水準を満たすために現在の事象や状況が会社の運営やキャッシュフローの予想を分析する必要があります。“Key Audit Considerations amid COVID-19 on Physical Inventory Verification and Going Concern”というICAIの出版物から詳細を確認することが可能です。

上場企業は新型コロナウイルス感染症の事業への経済的影響について適切な開示を行うこと

IFRS第16号リースの修正

IASBは「COVID-19に関連した賃料支払いの猶予(IFRS16の改正)」に関する資料を発行しました。これによると、COVID-19に関する賃料支払いの猶予が賃貸借契約の変更があったか否かに関わらず賃借人への負担の軽減を認めました。負担の軽減は賃借人のみに認められ、賃借人は従来通りIFRS16に従うことが求められます。修正は2020年6月1日から始まる年次の申告期間から適用開始されます。

インドの上場企業に対する新型コロナウイルス感染症流行の重要な影響の開示

SEBIは上場企業に対して新型コロナウイルス感染症の流行が企業のビジネスに与えた経済的影響について投資家や利害関係者に開示するよう勸

告を出しました。開示されるべき情報の例としては円滑な企業運営を確保するために取られるべきステップ、営業再開のスケジュール、工場・作業場・オフィスでの営業を維持する能力と流行による事業への将来の影響に対する予測が含まれます。

合併と買収

COVID-19状況下でのM&Aシナリオ

COVID-19の発生により、世界経済は危機に瀕しています。各国はロックダウンのさまざまな段階にあり、貿易や事業運営に混乱を引き起こし、多くはレイオフ(一時解雇)には至らないとしても給与削減を検討しています。昨今の非常事態を考慮して、ほとんどの国の規制当局は国益を保護するために海外投資の規則も厳しくしています。これらの状況の変化は、M&A環境にも深刻な影響を与えています。昨今の抑制された取引活動では、取引戦略と評価にも根本的な変化があります。利害関係者が世界的流行の影響を評価する一方で、デジタルストリーミング、ゲーム、ヘルスケア、遠隔医療、クラウドコンピューティング、SaaSなどの一部の業界は繁栄し、投資を引き付け続けています。デジタルメディアへの積極的な関心と信頼は、Facebookおよび他の大規模なプライベートエクイティファンドのホストによるJio Platformsへの最近の100億ドルを超える投資によって証明されています。

この未曾有の危機は、進行中および将来の取引に影響を与えただけでなく、すでに実行された取引にも影響を与えました。買い手は、進行中の取引のバリュエーションと潜在的なリスクを再評価しています。すでに完了した取引では、価格調整、収益構造、および将来のコール/プットオプションに関する重要な問題が予想されます。

世界がパンデミックの影響を理解するために取り組むにつれ、すべての利害関係者が各々の優先事項を考慮し直して、取引を行う状況も変化しています。企業は事業を倒産させないことを重視しており、その過程で現金を節約するため、M&A活動の短期的な落ち込みが予想されます。ただし、中長期的には、戦略的なプレーヤーによる統合取引、企業によるポートフォリオの再構築による優良資産への集中、および資金力のある投資家による不良資産の取得により、M&A活動が増加すると考えられます。

取引活動が抑制されているだけでなく、取引戦略と評価に根本的な変化があります

弊社ニュース

ここ数週間で私たちはお客様や提携する商工会議所のため多数のウェビナーを開催しました

お客様用のウェビナー

COVID-19禍における流動性管理 2020年4月27日

講演者: アジャイ・セティ(取締役パートナー)、サンディーブ・カンナ(戦略パートナー)、サンディーブグプタ(会計・ビジネスサポート・間接税部門パートナー)、ASA & Associates 有限責任組合

COVID-19禍での契約上の取り決めと会社法2020年4月28日

講演者: ヒマンシュ・スリバスタバ(パートナー、ビジネスアドバイザーサービス)、アパルナ・ラビ(パートナー、サムバドパートナーズ) ジュナイラ・ラーマン(パートナー、サムバドパートナーズ)

COVID-19禍での財務報告の問題点 2020年4月29日

講演者: パルヴィーン・クマール(監査責任者)とDKギリダラン(チェンナイ拠点事業長, ASA & Associates 有限責任組合)

COVID-19禍での法人税リスク 2020年4月30日

講演者: スニル・アローラ(税務パートナー)とサンディーブ・グプタ(会計、ビジネスサポート, 間接税部門のパートナー、ASA & Associates 有限会社)

COVID-19禍での取引決定 2020年5月15日

講演者: ニティン・アローラ(トランズアクション・アドバイザーパートナー, ASA & Associates 有限責任組合)と

アルナブ・チョードリ(M&Aパートナー企業コマーシャル, Juris Corp)

COVID-19禍での課税の規定と訴訟に関する案内 2020年5月20日

講演者: ベンカトラマン K(インド全土税務責任者)、スニル・アローラ(税務パートナー)とN.クリシュナ(税務部門パートナー) ASA & Associates 有限責任組合

商工会とのウェビナー

ヒマンシュ・スリバスタバ(パートナー、ビジネスアドバイザーサービス)はベルギールクセンブルクビジネス協会(BLBA)とインドのバルブ&アクチュエータ製造業者協会(IVAMA)それぞれから、契約上の取り決めと会社法についてウェビナーで講義に招待されました

ヒマンシュは機械工学産業協会(VDMA)のCEOパネルの講演者であり「自立的なインド」の景気刺激パッケージとインド国内のドイツ企業への影響について話しました。

当社のヒマンシュ・スリバスタバ、サンディーブ・グプタとスニル・アローラはMSMEメンバーの主催する対話型ウェビナーでインド商取引産業(FICCI)の影響に関する「自立したインド」の景気刺激パッケージにおけるインドでの直接税と間接税に関する緩和措置について講演しました。

当社バンガロール事業長のDラムプラサドと監査部門経営パートナーのビナイKSはバンガロール商工



会議所(BCIC)が主催するウェビナーで「COVID-19禍における監査のプロセスに関する注意事項」について講演するよう招待されました。

それぞれの録画にアクセスするにはウェビナーリンクをクリックするか当社のウェブサイトwww.asa.inにアクセスしてください。

パートナーにより発表されたされた記事

平準化課税はEコマース活動にも拡大2020年4月25日 著者:スニル・アローラ(税務パートナー)とアミート・バイト(税務部門シニアマネージャー)

移転価格税制と関税に関するバリュエーション- 収束する日は来るのか 2020年5月30日 著者:スニル・アローラ(税務パートナー)とイシャ・マワラ(税務部門副マネージャー)

用語集

AAAR

Appellate Authority for Advance Ruling

AAR

Authority for Advance Ruling

AGM

Annual General Meeting

AO

Assessing Officer

AY

Assessment Year

B2B

Business to Business

CBDT

Central Board of Direct Taxes

CGST

Central Goods and Service Tax

CGST Act

Central Goods and Service Tax Act, 2017

CSR

Corporate Social Responsibility

DTAA

Double Taxation Avoidance Agreement

EVC

Electronic Verification Code

GST

Goods and Services Tax

HC

High Court

IASB

International Accounting Standard Board

IBC

Insolvency and Bankruptcy Code, 2016

ICAI

Institute of Chartered Accountants of India

IFRS

International Financial Reporting Standards

IGST

Integrated Goods and Service Tax

IRP

Interim Resolution Professional

IT Act

Income Tax Act, 1961

ITAT

Income Tax Appellate Tribunal

ITC

Input Tax Credit

ITR

Income Tax Return

M & A

Mergers and Acquisitions

MCA

Ministry of Corporate Affairs

MSME

Micro, Small and Medium Enterprises

NR

Non-Resident

OTP

One Time Password

PAN

Permanent Account Number

RBI

Reserve Bank of India

RP

Resolution Professional

SaaS

Software as a Service

SC

Supreme Court

SEBI

Securities and Exchange Board of India

SGST

State Goods and Services Tax

SMS

Short Messaging Service

SVLDRS

Sabka Vishwas (Legacy Dispute Resolution) Scheme, 2019

TCS

Tax Collected at Source

TDS

Tax Deducted at Source

VSVS

Direct Tax Vivad Se Vishwas Act, 2020



お客様からのご意見は大変貴重なものです。お気づきの点がございましたらご連絡をおねがいいたします。
連絡先: editorial@asa.in

当社概要

弊社は企業戦略、監査、税務専門家、金融及び市場解析等全てのサービスを提供致します

サービス

- 会計とビジネスサポート
- 監査
- ビジネスアドバイザー
- 税務
- トランズアクションアドバイザー

地域ごと特性及び分野ごとの専門に特化したチームが組織され、専門的知見と経験を豊富に有するリーダーがこれを率いています。そして、インド全土に質の高いサービスを提供することが可能です

弊社の強みは人、プロセス、そして専門生です。



ASA & ASSOCIATES LLP



本社

ニューデリー
Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード
306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール
Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンアイ
Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン
Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイデラバード
Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ
Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ
68 Filmcenter
C-34 Third Floor
J Dadaji Road Tardeo
Mumbai 400 034 INDIA
T +91 22 4921 4000

全国的な提携オフィス
チャンディガール、コルカタ、プネ、ヴィシヤカーパットナム、ネパール

www.asa.in

700 人のプロフェッショナル社員

6000 の顧客

60+ ヶ所の事務所

32 人のパートナー及びディレクター

29 年の経験

インド国内で8ヶ所の重要拠点にパートナー事務所があります。

インド国内の18ヶ所と海外で提携する6ヶ所の拠点が一緒になってグローバル基準とロカールの専門的知見を提供致します。



免責事項: この資料の情報は確実に精査されすべての情報が信頼できる情報源に基づいており、正確です。ただし、この資料は法律、税務、会計にその他に専門的な助言を提供するものではありません。特定の問題に対する対応を開始する前に適切な相談を受けることをお勧めします。